

仙台市議会政務調査費訴訟

仙台地裁で勝訴判決 770万円余の返還命じる

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
弁護士 小野寺 信一

仙台市議会の2001年度と02年度の一部の政務調査費について支出の適法性が争われた住民訴訟の判決で、仙台地裁は4月27日、問題とみられた支出の約7割について、「市政と関連性のない違法な支出」と認定し、6会派から約770万円を返還させるよう市長に命ぜた仙台市民オンブズマン勝訴の判決を下した。

- 名古屋ドームで一般客に混じって見学ツアーに参加し、名古屋市中心部を散策し、岐阜県の多治見焼窯元などを訪問した（聞き取り内容不明）
- 岩手県北上市で日本トライアスロン連合の研修会に出席した（私的な会合参加）
- 秋田県大曲市で12月に花火大会の施設を訪問した（訪問した証拠なし）
- 北海道白老町で、仙台市との「姉妹都市提携20周年記念式典」に参加（支出が禁止された交際費的な経費）
- 作並温泉、秋保温泉に宿泊して酒食を伴う宴会を開き、温泉に入浴した（会派の会議開催だけなら宿泊は不要）
- 東京都庁周辺（都庁は訪問せず）、麻布十番商店街、あきるの市の秋川キャンプ場を訪問した（聞き取り内容不明）

など納税者が知れば、頭に来るような市議の調査に司法の判断が下ったのである。判決を受けて梅原克彦市長は控訴したが、みらい仙台は当時の幹事長佐藤正昭氏が該当する約130万円を返還。自民党・市民会議は約92万円、公明党は約8万円をそれぞれ全額返還した。

政務調査費の住民訴訟を仙台市民オンブズマン

が最初に提起したのは平成13年9月である。これまでの県議会、市議会合わせて6件の住民訴訟を提起し、1次2次は、戦略的判断の下に取下げ



オブズマン

No.26 / 2007年6月15日(金)

発行 仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL (022) 227-9900 FAX (022) 227-3267
<http://homepage3.nifty.com/s-ombuds/>
e-mail:s-ombuds@nifty.com

したので、3次～6次の4件が現在継続中である。

足かけ6年の法廷闘争の末に3次訴訟について
今般一審判決が下ったことになる。

平成15年4月の統一地方選挙時の仙台市議会の政務調査費の支出を問う4次訴訟がまもなく証人尋問に入り、同一時期の県議会のそれを問う5次訴訟も近いうちに結審する予定である。

審理を開始した県議会の6次に加え、6月6日には、事前の検討や実施後の成果も不十分な視察に海外視察費を支出したのは違法として県議13人と仙台市議9人の計2,357万円を返還させるよう求める7次が提起された。この波状攻撃に耐えかねて、宮城県議会と仙台市議会は、検討会議の設置を決めたが、油断はできない。第2の歳費と化し、議員特権のシンボルとも呼ぶべき政務調査費の甘い汁を簡単に手放すとは考えられないからである。両議会の検討会議の行方を注視し、その動きに敏速に対応する手を打つ必要がある。

批判的見地に立ち、普段から市政・県政に対し、

市議会・県議会 実質観光旅行の海外視察提訴へ

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
弁護士 三浦じゅん

「モナリザを見て感動の余り涙が出ました」。これが、市議会議員の海外視察後の報告書である。議員は、議員の任期中に最高2回まで県は120万円、市は100万円を限度として海外視察ができる。本来であれば市政に関する必要な事項の視察調査を行い、市政課題の解決に資するものでなければならないはずである。それにもかかわらず、前述の海外視察報告書の例を見ても分かる様に実態は単なる観光旅行なのである。

この事実は先日の情報公開請求によつて明らかになった。仙台市議会では、3年間で総額4,750万余円、宮城県議会では4年間に総額6,089万余円が海外視察に支出されていた。また、観光旅行であるが

インパクトのある調査を行っている議員にとって
は政務調査費は有力な援軍である。しかし、議員
であり続けることを第1目的にしている与党議員
に本来の使い方を説いてみたところで無駄な気が
しないでもない。勉強する気持ちのない大学生の
子供にせっせと親が学費を送るようなもので、流
用は最初から予定されていると言っても過言では
ない。

仙台市民オンブズマンの政務調査費の訴訟と並行し、議員の意識と有権者の投票行動に直接影響を与える、これまでのような使い方をしていれば次の選挙で落選するかも知れないと不安に思うような追及活動を考える必要がある。合わせて本来の使い方をお手本として示す活動、例えば、10分の1以下の費用で10倍有意義な政務調査費の使い方を実践して、その結果を形あるものにして公表し、予算消化に汲汲としている議員が恥ずかしくなるような活動も考える必要があるのではなかろうか。



ゆえに事前の準備もなく現地調査も満足にされず、報告書は市政などにどう役立つか分からぬ單なる観光旅行の感想文にすぎなかつた。実際、公金の支出状況も極めて不明確だつた。

そのため3月に監査請求をしたが、平成17年以前のものについては却下、その他も棄却という結果だつた。そこで6月6日海外視察の違法・不当性を司法の現場で明らかにすべく海外視察に支出した公金の返還を求める裁判を提起した。

なお、裁判では違法性が顕著なもの（県議会は3回・13名、市議会は2回・9名）に絞つた。できるだけ早期に判決を得て、議員海外視察制度の抜本的改善を実現するためである。もちろんオンブズマンとしてはこれ以外の海外視察も全て違法なものと考えている。今後の海外視察違法公金支出金返還請求事件の展開に注目していただきたい。

外務省に対する不作為の違法確認等訴訟

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
弁護士 今泉 裕光

平成18年11月30日及び平成19年2月2日、



仙台市民オンブズマンは外務省に対し、サンフランシスコ日本国総領事館等の関係文書の情報開示を求めました。これに対して外務省は開示請求文書中可能な部分に対しては平成19年1月29日及び4月3日までに開示決定等をする。その余の部分については何と開示請求日から約2年後の平成21年3月4日までに開示決定等をすると回答していました。言うまでもないことですが、情報はまさに生きものであり、本来開示請求をしたときに開示されなければ意味のないものです。ましてや、2年後の開示など論外であり、このような形での開示が正当なものとして認められるならば、事実上情報公開制度は否定されたも同然であります。

そこで、仙台市民オンブズマンは、外務省に対し、平成19年5月23日、不作為の違法確認訴訟等を提起しました。本件における請求の趣旨の主な骨子は①外務大臣が開示請求に対し開示決定等を一切しないことが違法である。②外務大臣が開示請求に対し60日を超えて「相当部分」につき開示決定等をしないことが違法である。③外務大臣が行った「通知」という処分を取り消すといったもの

です。

行政庁に対する不作為の違法確認訴訟という類型は全国でもあまり例がなく、現在把握しているものでは東京で、宮内庁に対する不作為の違法確認等請求事件が1件係属しているのみであります。

外務省の情報公開請求に対する不誠実な対応は従前から問題視されており、2003年3月13日に

は情報公開クリアリングハウスという団体より「外務省における開示決定等の違法な遅延についての運用改善を求める申し入れ」がなされております。本件につき外務省側からの答弁書等はまだ出されておらず、どのような反応・反論をしてくるかは未定ですが、いずれにせよ、本件訴訟が外務省の体質改善につながればと切に願っております。

東北大学医学部寄付金訴訟で 不当判決、上告へ

仙台市民オンブズマン代表
弁護士 坂野智憲

オンブズマンは石巻市立病院及び塩釜市立病院が東北大学医学部に対して寄附した医学研究助成金について、地方公共団体から国への寄付を禁止した法律（地方財政再建特別措置法）に違反する、医師派遣の対価としての寄付は賄賂に当るから返還を求めるという住民訴訟を提起していた。

一審では、石巻市立病院について、石巻市に対して、東北大学に対し88万円余を支払うよう請求せよとの判決がなされた。オンブズマンの全面勝訴であった。この判決に引き続いで9月25日には、塩釜市立病院について、塩釜市に対して、東北大学に対し460万円を支払うよう請求せよとの判決がなされた。いずれもオンブズマンの全面勝訴であった。

これに対し石巻市及び塩釜市は控訴した。控訴審で高裁は、本件寄附は地方財政再建特別措置法に違反する疑いがあるが、仮に違法だとしても公序良俗に反するなどの特別な事情がない限り無効にはならないとしてオンブズマン逆転敗訴の判決を下した。高裁は、地方財政特措法違反に対しては、総務大臣が地方自治法の規定により技術的な助言又は勧告、違反の是正又は改善のための措置を講ずることができ、そのような事後的な措置によって是正を期待しうる以上直ちに民事的効力を無効とする必要はないというのである。

しかし、本件で問題になっている地財特措法は、

地方公共団体から国に対する寄附等を端的に禁止するものであるから贈与行為を無効にしなければ、その趣旨を達成することはできない。また、総務大臣が地方自治法上の助言や勧告等をすることによって是正措置をとることができるといつても、寄附の受け入れ側は国であり、自治体相互の関係と異なり総務大臣の助言や勧告に期待することはできない。そして現に総務大臣は本件についてなにもしていない。明らかな不当判決なのでオンブズマンは直ちに上告受理の申立を行い、現在最高裁に係属中である。



地下鉄東西線控訴審 ～いよいよ証人尋問へ～

仙台市民オンブズマン事務局次長
弁護士 千葉晃平

1 いよいよ証人尋問へ～6月22日(金)午後1時30分から

いよいよ6月22日(金)午後1時30分から、仙台高等裁判所1階101号大法廷において、岩崎裕直仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課長の証人尋問が行われます。約2時間30分を予定しております。

2 東西線訴訟最後にして最大の山場

仙台市は東西線1日の需要予測を11万9000人としていたところ、今般、仙台都市圏総合都市交通協議会により最新のデータに基づき4万9000人から6万人との予測が示されました。東西線事業における利用者(需要予測)は採算性を基礎づける決定的要因であり、裁判所も強い関心を示しています。今回の岩崎証人尋問は、東西線訴訟の

帰趨を決する最後にして最大の山場です。

3 是非、傍聴を！

尋問によって、東西線事業の杜撰さはもとより、仙台市の公共事業へ公金支出(東西線は約2735億円)につき如何に無責任な意思決定を行ってきたかという行政判断・意思形成の問題点があぶり出されることでしょう。

是非、皆様におかれでは、直接、仙台市・岩崎証人の証言を聞き、東西線事業の杜撰さ等を感じていただき、さらなる東西線差し止めへ向けたステップについていただくとともに、私たち市民の想いを裁判所へ伝えるべく、多数の傍聴いただけますようお願い致します。

※なお、前回期日では狭い法廷でご迷惑をお掛けしましたことお詫び申し上げますとともに、今回は大法廷(101号)を確保しておりますので宜しくお願い致します。

市民フォーラム 「議員特権を衝く」を開催

仙台市民オンブズマン 河村直人

6月2日に市民フォーラム「議員特権を衝く」が、かんぽヘルスプラザ仙台で開催されました。オンブズマン・タイアップ代表の島和雄の開会挨拶から始まり、十河弘弁護士が「議員の3大特権」(政務調査費、費用弁償、海外視察)をパワーポイントを使い、分りやすく解説し、小野寺信一弁護士が「政務調査費裁判の到達点」を、ユーモアを交えながら函館・弘前・仙台の判決をふまえて解説され、会場からは笑い声も漏れました。休憩を挟み、朝日放送が5月1日に「スーパーモーニング」



で放映した宮城県議会の海外視察の実態のVTRを視聴した後に、三浦じゅん弁護士が仙台市議会、宮城県議会の過去4年間の「海外視察の実態と提訴」をパワーポイントを使い解説し、6月6日に仙台市議会及び宮城県議会のそれぞれ3件を提訴することを報告いたしました。庫山恒輔が5月初旬に新議員に対して行った政務調査費、海外視察、費用弁償についての「議員へのアンケート結果」を発表しました。その後、質疑応答に移り、活発な意見交換が行われました。

最後に、オンブズマン代表の坂野智憲が閉会の挨拶を行い、2時間の予定を30分もオーバーして、無事終了いたしました。

テレビカメラが2社、報道陣は各社が取材に訪

れ、翌日の紙面を飾りました。当初予定していた参加者がオーバーして椅子を追加したほどでした。参加者は80名を超え、市民の議員特権に対する関心の高さを痛感いたしました。



第11回情報公開度ランキング 宮城県は2位、仙台市は8位

仙台市民オンブズマン 庫 山 恒 輔

今回の評価対象項目は、①首長交際費、②本庁課長級以上の再就職情報、③首長部局本庁舎清掃業務委託の入札結果調書、④議会政務調査費、⑤議会委員会情報、⑥捜査報償費（都道府県費分）であった。①と⑤は、Web上の公表情報のみを対象として評価された。②が官製談合とのからみで新たに評価対象とされたのが特徴である。

結果は、宮城県が100点満点換算で71.3点で

昨年同様に2位をキープ。1位の長野県（81.7点）には、10.4点の差をつけられたが、これは政務調査費で大きく差をつけられたことが原因。政務調査費の透明度向上が、トップの座を奪いかえすためのカギとなっている。仙台市は順位を昨年の10位から8位へと上げたが、点数は47点で、交際費、予定価格の0点、政務調査費の1点が大きく響いている。本腰を入れた改革以外にこれ以上の前進は望むべくもない状況である。

北海道・東北 市民オンブズマンネットワーク報告

北海道・東北市民オンブズマン
ネットワーク事務局長 野 呂 圭

今度の北海道・東北ネットは6月30日（土）、7月1日（日）に札幌市（北海道高教組センター）で開催されます。第1日目は「市民の視点からタ

張問題を考える」と題して市民フォーラムを行います。市民フォーラムでは、マスコミ関係者から夕張の現在について報告してもらい、続いて地域経済について研究している西村宣彦氏の講演、パネルディスカッションを通じて、財政破綻した原

因を探り、それを是正するにはどうあるべきか、という点について、議会の問題、国との関係、「考える市民」といった角度から掘り下げていく予定です。

第2日目の例会では、通常通り各地報告（政務調査費問題、県警報償費問題、東北大学医学部寄附金問題等）の報告、意見交換を行う予定です。



宮城県議会政務調査費 (平成16年度)住民訴訟

仙台市民オンブズマン
弁護士 菊地 修

平成16年度宮城県議会各会派の政務調査費支出の「トンデモ実態」は、これまで繰り返しあげてきましたとおりである。

オンブズマンは、平成18年5月17日各会派に対する総額金1億円を超える政務調査費の返還と、施行規程を制定した当時の県議會議長に対する金9328万円（簡便計算方法による旅費支出総額）の損害賠償を求める住民訴訟を提起した。この訴訟はこれまで（07年6月7日時点）5回口頭弁論が行われた。被告県知事は、議長に対する損害賠償請求について入り口論で争っているが、この点は必ずクリアできると考えている。肝心の各会派の対応は、補助参加してきたのは自民・公明のみで、他の会派はだんまりを決め込んでいる。また、その自民・公明も、われわれの指摘事実に対しいまだにまともに答えていない。すでに、われわれは返還した議員を除く全議員について証人申請をしており、次回期日には証人採用決定がされる見込みである。仙台市議会政務調査費についての本年4月の仙台地裁判決も追い風になっており、この訴訟はこれから大きな山場を迎える。さあ議員さんたち、もう逃げられませんよ！

なお平成17年度政務調査費支出の「トンデモ実態」も明らかになっている。これについても本年5月の監査請求棄却を受け、この6月15日に住民訴訟を提起する予定である。こちらの方のご支援もよろしくお願いします。

地下鉄南北線訴訟について

仙台市民オンブズマン
弁護士 松澤 陽明

大赤字必至の東西線のみならず南北線も開業以来赤字経営が続いている。累積欠損額は平成17年度末で1082億円に達しました。実はこの間に約700億円の国や仙台市からの補助金が収益的収支に対する補助金としてつぎ込まれていますから、実質的な赤字額は1800億円となっています。南北線訴訟は、毎年毎年、収益的収支に注ぎ込まれている仙台市の補助金が、地方公営企業法17条の3に違反していることを指摘してその返還を求めている訴訟です。

仙台市側は、全国の地下鉄事業は全部補助金を受け取っているという資料を出していますが、これは独立採算で行われるべき地下鉄事業がどこでも赤字経営となっているという「事業計画・収支見込」がいかにインチキかという話で、法律違反を正当化できる話ではありません。

法の建前と行政実態との乖離が問題なのですが、官僚が好き勝手に法律を無視して行動することは許されません。地下鉄に関し収益改善のための補助金の支出を正面から問題とした訴訟は、東西線の差止め訴訟と同様、全国で初めてです（横浜では地下鉄建設に対する補助金が問題となったことがあります）。その意味でも注目すべき訴訟です。

平成18年12月に開通した大阪今里筋線は、需要予測12万人に対して3万7000人、平成17年2月に開通した福岡市の七隈線は需要予測11万人に対して4万3700人しか乗車していません。地

下鉄の建設・運行はもはや時代にそぐわないものとなっています。

次の裁判は7月11日ですが、仙台市が提出した地方公営企業法の解説書を利用して、仙台市の補助金支出が違法であることを明らかにする予定です。

県警報償費

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
弁護士 小野寺 信一

県警本部長を被告として提起された鑑識課報償費の第一次訴訟が「被告違い」により取り下げになった後、平成18年6月27日付提起された知事を被告とする第2ラウンドの訴訟は、未だ窓口論争を続けています。

はるか昔の平成13年7月の監査請求と、今回の第二次訴訟は、同じ平成12年度の報償費の不正支出をテーマにしているので、とっくに「期限切れ」であり、同じことの蒸し返しにすぎないというのが知事の論理である。我々は、同じ平成12年度の報償費でも、今回の二次訴訟は「報償費の支出行為自体には違法の事実がなく、支出された金員を受領した側が他の使途に流用（すなわち使途を偽った公金の詐取もしくは着服・横領）した点に違法があることを問題にしているのであって、同じことの蒸し返しではない」と再反論し、実態審理に入ることを求めている。まもなく結論が出る予定である。

東北文化学園大学住民訴訟 ～会計士・監査法人の責任に迫る！

仙台市民オンブズマン事務局次長
弁護士 野呂圭

この裁判は、学校法人東北文化学園が大学設置認可申請した際に虚偽の財産目録を作成して違法に大学設置認可を取得し、仙台市に8億1000万円の補助金を交付させたのは公認会計士の監査の懈怠にも原因があるとして、公認会計士及び監査法人に対して損害賠償請求をするよう求める住民訴訟です。

この間、文書送付嘱託及び調査嘱託に基づき、文科省から学園大の大学設置認可申請の際に学園大から文科省に提出された資料が開示されました。現在、この資料を分析中ではありますが、学園大が文科省に提出した財産目録に虚偽記載があることを会計士が見抜けなかったことに過失があることや、その過失と文科省による大学設置認可には相当因果関係（会計士に責任を負わすべきと認められる程度の因果関係）があることを証明できる記載が見つかりました。今後は、この資料をもとに会計士及び監査法人の責任追及をしていきます。次回期日は、7月24日（火）弁論準備手続です。

県警報償費情報公開訴訟 (第2次)

仙台市民オンブズマン事務局長
弁護士 鈴木 覚

平成11年度宮城県警刑事部、交通部、警備部の報償費について、県警本部長が行った非開示処分に対し、非開示処分の取り消しを求める訴訟です（犯罪捜査報償費に関する情報公開訴訟としては第2次訴訟となります）。オンブズマンからは証人として浅野史郎前知事を申請しており、3月末に証人尋問を実施予定でしたが、浅野氏の都知事選出馬に伴い延期されておりました。今般、改めて浅野氏に対する証人尋問の実施日が、9月10日午後1時30分に指定されました。浅野氏に対する証人尋問によって報償費・情報公開訴訟の一つの山場を迎えることとなりますので、ご注目ください。

県警報償費情報公開訴訟 (第3次)

仙台市民オンブズマン事務局長
弁護士 鈴木 覚

平成12年度宮城県警刑事部鑑識課、生活安全部鉄道警察隊及び生活保安課の3つの部署における犯罪捜査報償費の支出文書について、非開示処分の取消を求める新たな訴訟です。3つの部署のうち、鑑識課と鉄道警察隊については、犯罪捜査報償費返還住民訴訟において平成17年6月に言

い渡された仙台地裁判決（確定）において「報償費支出の実体がなかった疑いが強い」と認定されております。本件3次訴訟では、部署を限定して提起した訴訟となります。

第1回弁論期日が4月17日に行われ、第2回が6月26日に予定されております。

外務省情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
弁護士 半澤 力

平成11年度の仏・伊・ホノルルの在外公館で使用した報償費（機密費）の支出関連文書の開示請求訴訟は、仙台地方裁判所（第1民事部 塩見裁判長）に係属しています。

外務省は、内規や通達等は存在しないが、報償費は、極めて高度な保密性を有する・公にしないことを前提とする情報収集・外交工作活動にだけ使用してきたので、部分開示ですら、情報提供者

の生命や安全を損ね、外交の手口を分析され、わが国の情報管理に対する信用を失墜させるなど、国益を損ねると主張しています。

しかし、報償費は、文書件数の92%が会食費等の会合経費で、情報提供者に対する情報量等は3%に過ぎません。外務省は、最近になって、使途を「直接接觸」（相手方との直接接觸の際の会合経費）と「間接接觸」（交渉準備等会合経費）に分類しましたが、「間接接觸」は、大使館員と国会議員、外務省その他の官庁職員らとの、飲食店等での飲食代であることが判明してきました。

外交官の著書や外務省の書面から分かる・外交官の重要な任務は、機会ある毎に外国要人等との懇親を深め、人脈を形成することです。報償費は、公の飲食を賄う経費だったようです。文書には、意見交換や入手情報の内容の記載はないと考えられます。外務省は開示を頑なに拒んでいますが、その理由は自ずと明らかです。

2007年 第14回全国市民オンブズマン大会が 山形市で開催されます

仙台から大挙参加して、ぜひ成功させましょう！

テーマは「ほだな使い方でいいんだが？ 政務調査費」です。

報酬に加えて地方議員に交付される政務調査費。議会により年間720万円から6万円まで、議員活動の調査費用として交付されています。しかし、その実態は多くの都道府県でペールに包まれています。内容が公開されるようになった議会では、飲み食いや観光旅行、私的な費用への支出など問題も明らかになっています。この政務調査費の透明度、使い方を検証します。

とき 2007年9月15日(土)～16日(日)

ところ 山形ビッグウイング(山形国際交流プラザ)

(山形市平久保100番地、山形駅からタクシーで15分、山形北インターから3分)

参加費 5,000円 (2冊の資料代込み)、懇親会費も5,000円

「仙台市民オシブズマン」の活動

2006.12.17～2007.6.15

2006.

- 12. 17 地下鉄東西線弁護団会議
- 18 政務調査費（県・平成15年4月）証人尋問
- 19 県議会海外視察関係文書等開示
- 23 全国幹事会

2007.

- 1. 10 県警情報公開度ランキング関係文書開示
- 11 県議会費用弁償等文書開示
- 12 東北大寄附金（塩釜）控訴審公判
- 15 政務調査費弁護団会議
- 16 外務省情報公開公判
- 17 県警鑑識課等文書非開示審査請求
- 19 応召旅費等検討会議文書不存在異議申立、公開質問状提出
- 22 政務調査費（県・平成15年4月）証人尋問
- 26 地下鉄南北線公判
- 〃 報償費（第2次）情報公開公判
- 27 オンブズマン1月例会、合同新年会

- 29 政務調査費（県議会・平成16年）公判
- 2. 5 政務調査費（市議会・平成15年4月分）公判
- 6 海外視察検討会
- 9 東北大学寄附金（石巻）公判
- 13 東北文化学園大弁論準備
- 16 海外視察検討会
- 19 政務調査費（県議会平成16年・平成15年4月）打ち合せ
- 〃 オンブズマン2月例会
- 23 東北大学寄附金（塩釜）公判
- 26 公安委員会裁決取消訴訟判決
- 28 政務調査費（県議会・平成16年）打ち合せ
- 〃 海外視察打ち合せ
- 〃 報償費（鑑識課等）情報公開提訴
- 3. 5 海外視察打ち合せ
- 7 地下鉄南北線公判
- 〃 外務省情報公開公判
- 8 政務調査費（県議会・平成16年）公判
- 〃 県・市議会海外視察監査請求
- 〃 報償費（第2次）情報公開公判
- 9 地下鉄東西線関係文書・県議会政務調査費（平成14年度）開示
- 13 政務調査費（県議会17年度）打ち合せ
- 15 東北文化学園大学弁論準備
- 16 第11回情報公開度ランキング発表
- 19 政務調査費（県・15年度4月）
- 〃 オンブズマン3月例会
- 22 平成17年度県議会政務調査費監査請求
- 23 県議会海外視察（13年度）開示
- 4. 2 仙台市下水道清掃業務委託関係文書開示



- 3 タイアップ例会
- 5 県議会・海外視察意見陳述
- 10 県議会海外視察関係文書等開示
- 11 市議会・海外視察意見陳述
- 12 政務調査費（市・15年4月）公判
- 〃 政務調査費（県・16年度）公判
- 17 政務調査費（県・17年度）意見陳述
- 〃 報償費情報公開公判
- 18 外務省情報公開検討会
- 〃 オンブズマン4月例会
- 20 政務調査費（県・16年度）打合せ

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| 〃 東北大學寄附金（石巻・塩釜）判決、記者会見 | 30 平成17年度県議会政務調査費打ち合せ |
| 24 地下鉄東西線公判 | 6. 2 市民フォーラム「議員特権を衝く」 |
| 〃 外務省情報公開公判 | 4 海外視察・政務調査費監査関係資料（議会移送分）開示 |
| 27 政務調査費（市・12～13年度）判決、記者会見 | 〃 報償費情報公開訴訟（第3次）打ち合せ |
| 5. 7 報償費情報公開打合せ | 5 地下鉄東西線弁論準備 |
| 〃 県議会・市議会海外視察監査結果通知 | 〃 タイアップ例会 |
| 10 政務調査費（県・16年度）公判 | 6 宮城県議・仙台市議海外視察提訴 |
| 11 報償費弁論準備 | 〃 東北大學寄附金・東北文化学園大学打ち合せ |
| 〃 東北文化学園大学公判 | 8 会報「オンブズマン」編集作業 |
| 13 全国幹事会 | 〃 政務調査費（市・15年4月）打ち合せ |
| 14 海外視察住民訴訟打合せ | 11 政務調査費（県・16年度）公判 |
| 18 平成17年度県議会政務調査費監査結果通知 | 12 政務調査費（県・17年度）打ち合せ |
| 21 外務省情報公開打ち合せ | 15 政務調査費（県・17年度）提訴 |
| 23 外務省不作為違法確認訴訟提訴 | 〃 会報「オンブズマン」No26発行 |
| 29 海外視察打ち合せ | |

裁判(証人尋問)の傍聴の案内

6月、7月と重要な裁判(証人尋問)がつづきます。ぜひおそい合わせの上、ご参加ください。なお、部屋は裁判所入口に表示があります。

6月22日（金）地下鉄東西線証人尋問

-----13:30～16:00

7月17日（火）地下鉄東西線結審

-----13:00～

26日（木）仙台市議会政務調査費証人尋問

-----13:30～17:00

30日（月） 同 証人尋問

-----13:30～17:00

回文コーナー

回文士 法曹爽歩 ★★★★

今年もまた鰯の刺身が旨い季節となって参りやした。稀にアニサキスとかいう不運の寄生虫に内臓を喰われるなんてこともあるようでご用心を。高知の人がにんにくや生姜をスライスして濃い醤油にだほんとつけるようにして喰うのは、虫除けの意味もあるようで。ということで、今回は鰯の刺身を喰う回文を会話形式にまとめてみやした。

- よ 良いな。 鰯好きさ
にあ 似合うよ。 通！
く 嘉うぞ
いな だめ
否、駄目だ。
ないぞう く つよ
内臓喰う強いアニサキスおつかないよ ○

ついに3年連続出演

オンブズマン支援企画10



オンブズマン支援企画といえば、柳家 小袁治師匠といえるほどになってしましました。笑いと師匠独特の話芸は、ますます磨きかかっています。ライブで落語を楽しめる数少ないチャンスです。タイアップグループも負けないように、三度目の正直で客席をあふれるくらいにいたしましょう。

決定

11月8日(木)

戦災復興記念館

詳しい内容につきましては、8月頃お知らせいたします。

柳家 小袁治 師匠

タイアップ会長あいさつ



仙台市民オンブズマン・
タイアップグループ会長
島 和雄

今年の支援企画も、昨年好評だった柳家小袁治師匠によるナマ落語に決まりました。場所も同じく戦災復興記念館。前回同様、是非満席状態にしたいものです。

昨年の11月9日の支援企画はじめ、これまでタイアップが関わったイベントは、地下鉄東西線裁判証人尋問の傍聴の他、11月23日の「けやき集会」、12月9・10日に行われた「北海道・東北市民オンブズマンネットワーク」仙台例会、本年に入り1月27日の新年会、6月2日市民フォーラム「議員特権を衝く」などでした。毎回多くの方々にご参加頂き、改めて御礼申し上げる次第です。

これらの行事や集会では、一部の者の利権目的に政策が遂行されるかの様な、もしくは本来の責務も果たさず特権を悪用するかの様な問題が明らかになりました。このことに当局・関係者はまったく説明しようとはしません。

「知らされなければ分からぬ」…では間に合いません。「自らの意志で進んで（=ボランティアの意）」

【タイアップグループ例会のご案内】

タイアップグループは、偶数月の第1火曜日に例会をおこなっています。

その時々の「オンブズマン」活動の解説を聞いたり、懇親を深めたりとあっという間に時間が過ぎてしまいます。朝市ビル3階の事務局で18:30からです。どなたでも参加できますので、ぜひお誘いあわせてご参加ください。

今年の例会予定（偶数月の第1火曜日）は8月7日、10月2日、12月4日。

問い合わせなければならない時に来ているのではないでしょうか。（いや、もしかしたら、本当にこれでよいのか私達市民一人ひとりが問い合わせられているのかも知れませんが…。）

タイアップでは、オンブズマン活動の支援として講演会や裁判傍聴案内、ホームページの充実など多々計画しております。また、志を同じくする他の団体との連携行動も考えております。

皆様、この様な仙台市民オンブズマンタイアップグループの輪をもっと大きく拡げてみませんか。友人知人への入会勧説も合わせ、これからも宜しくお願い申し上げます。

仙台市民オンブズマンと タイアップグループの 総会と懇親会の案内

日時 7月21日(土)

オンブズマン総会 14:00～
タイアップグループ総会 16:00～

会場 かんぽヘルスプラザ仙台
蔵王の間

▶懇親会 17:00～19:00
同上 磐梯の間（会費5,000円）

※オンブズマンの総会にも参加できますので、ご都合が都合のつく方は、どうぞご参加ください。

※懇親会は、会費制です。楽しい出しものもあります。同封のハガキで出欠をお知らせください。

※懇親会用のお飲み物などの差し入れをお待ちしています。

会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。募金のご協力もおねがいします（振込用紙同封しました）。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。会員用・賛助会員それぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

会員登録	七十七銀行本店(普通)	6530010
郵便局	振込	02290-6-8050
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ		

仙台市民オンブズマン

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員：会長 1名、副会長 若干名

タイアップグループ会則

- 会計 1名、会計監事 2名
- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。